

安心の介護と職員の待遇改善を実現するために 介護保険制度の抜本的改善を求める要望書

2011年 月 日

厚生労働大臣 殿

要望団体 21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
(略称:21・老福連)

〒603-8173 京都市北区小山下初音町24 カマラーダドーモ
TEL 075-494-1115 FAX 075-494-1135

【 要望趣旨 】

介護保険制度が始まって11年が経過しました。「介護の社会化」を目指した制度でしたが、利用者が増加する一方、重い費用負担、予防給付、要介護認定利用上限額など、制度の様々な仕組みが必要なサービス利用を困難にしています。

特別養護老人ホームの待機者は42万人に達しています。家族の介護負担も深刻化しています。経済的な心配をせずに、介護を必要とする全ての人に必要な介護が保障される制度への転換が必要です。

同時に、国が定めた職員配置基準が低いために過酷な労働となり、加えて低賃金構造のもとで離職者が増えるなど介護現場の人員不足が進んでいます。福祉職員が誇りをもって働き続けられる条件整備も実現させなければなりません。

しかし、今国会で成立した2012年改定は、東日本大震災のさなか、改定の中身がほとんど審議も報道もされず、この10年余りの現場からの声を真に検証したとは到底言えるものではありません。介護保険制度がこうした震災の中でどのように機能したのかも含め、検証することが必要です。今回の改定は、これらの矛盾解決ではなく「持続可能な介護保険制度」とすることを目的とし、そのために「給付の効率化・重点化」をすすめるという、まず財政論ありきで、私たちの願いに添ったものとは言えないものです。

介護保険制度を含め、税と社会保障の一体改革議論の中で、消費税の増税議論があります。消費税は低所得者からも一律に税負担を求めるものとして逆進性が著しく高く、社会保障の基本である「所得の再分配」が機能せず、社会福祉や社会保障の財源としてふさわしくありません。財源は低所得者に対する増税を避ける形で行うべきです。

私たちは、全ての国民が安心して老いることができ、また介護が必要となっても尊厳をもち続け、決して家族の負担を強いるものではない安心の介護とそれを支える職員の待遇改善を強く願っております。そのために、当面、次の事項を速やかに実施されることを求めます。

【 要望項目 】

1. 軽度者へのサービスを引き続き介護保険給付で実施すること。また、介護保険サービスで適用されないものは、老人福祉法の拡充で保障させること。
2. 保険料・利用料の減免制度を拡充し、所得に応じた負担制度に変更すること。
少なくとも住民税非課税世帯からの保険料、利用料徴収はしないものとする。また、居住費・食費の原則本人負担は直ちに廃止すること。
3. 要介護認定制度を廃止して、暮らしの中での介護の必要性に応じたサービスが受けられる制度にすること。
4. 待機者なくすために特別養護老人ホームの緊急整備を行うこと。セーフティネットとしての養護老人ホームの緊急整備を行うこと。施設の建設を進めるにあたり、公費による建設補助を4分の3に戻すこと。「サービス付き高齢者向け住宅」については、入居者の生活や人権を守るための規制を行うこと。
5. 職員配置基準の改善と専門職に相応しい身分・給与の改善を行うこと。
特別養護老人ホーム・老人保健施設など施設の介護・看護職員の配置基準を引き上げるとともに、すべてのサービスの指定基準内職員は常勤職員とすること。福祉職員の給与を月額4万円以上増額すること。そのために国民負担を増やすことなく思い切った介護給付の底上げを行うこと。
6. 以上を実施するために必要となる負担財源を消費税に求めることは、低所得者も一律に税負担を求めることであり、社会福祉や社会保障財源として相応しくありません。財源は低所得者に対する増税を避け、介護保険財政の公費負担割合を引き上げ、国と自治体の責任と負担により確保することとし、国庫負担を50%に戻すこと。

氏 名	住 所
	都 道 府 県

[諸注意]

- 署名はボールペンまたは、サインペンでお願いします。

[個人情報保護について]

- 要望署名の取り組みは、「個人情報の保護に関する法律」には抵触しません。
- 署名用紙に記入された氏名・住所は、要望署名として提出する目的以外に使用することはありません。

< 取り扱い団体 >